　千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

　　令和５年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉県公安委員会委員長　　羽　田　　　　明

千葉県公安委員会規則第　　号

　　　千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

　千葉県道路交通法施行細則（昭和３５年千葉県公安委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

　別記第１１号様式の３を次のように改める。

　第１１号様式の３（第１９条の２第１項）



　　　附　則

　この規則は、令和５年１２月１０日から施行する。